

先生各位

## 検体検査実施料新規収載のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。  
このたび、「保医発1111第1号」により下記の検査項目に検査実施料が新設されましたので  
ご案内いたします。

謹白

## 記

- 適用日 2020年11月11日から適用
- 新規保険収載項目

項目名	保険点数
SARS-CoV-2・インフルエンザ 核酸同時検出	・ 検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託 して実施した場合：1,800点 ・ それ以外の場合：1,350点

詳細は裏面をご参照ください。

● 詳細内容

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
SARS-CoV-2 ・インフルエンザ 核酸同時検出	<p>検体採取を行 った保険医 療機関以外 の施設へ輸 送し検査を 委託して実 施した場合 ： 450点×4回 分</p> <p>それ以外 の場合 ： 450点×3回 分</p>	微生物学的 検査判断料 (150点)	「D023」 微生物核酸 同定・定量 検査の14	<p>COVID-19 の患者であることが疑われる者 に対し、SARS-CoV-2及びインフルエンザウ イルスの核酸検出を目的として薬事承認又は 認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、 PCR法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい 液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2 及び インフルエンザウイルスの核酸検出（以下、 「SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時 検出」という。）を同時に行った場合、採取 した検体を、国立感染症研究所が作成した 「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリ-Bの感 染性物質の規定に従って、検体採取を行っ た保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を 委託して実施した場合は、本区分の「14」 SARSコロナウイルス核酸検出の所定点数 4回分を合算した点数を準用して算定し、そ れ以外の場合は、同点数3回分を合算した 点数を準用して算定する。なお、採取した 検体を、検体採取を行っ た保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を 委託して実施した場合は、検査を実施し た施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記 載すること。</p> <p>COVID-19の患者であることが疑われる者 に対し、診断を目的として本検査を実施し た場合は、診断の確定までの間に、上記の ように合算した点数を1回に限り算定する。 ただし、発症後、本検査の結果が陰性であ ったものの、COVID-19以外の診断がつか ず、本検査を再度実施した場合は、上記の ように合算した点数をさらに1回に限り算 定できる。なお、本検査が必要と判断した 医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に 記載すること。</p> <p>COVID-19の治療を目的として入院してい る者に対し、退院可能かどうかの判断を 目的として実施した場合は、「感染症の予 防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律における新型コロナウイルス感染症患 者の退院及び就業制限の取扱いについて （一部改正）」（令和2年6月25日健感 発0625第5号）の「第1退院に関する基 準」に基づいて実施した場合に限り、1 回の検査につき上記のように合算した点 数を算定する。なお、検査を実施した日 時及びその結果を診療報酬明細書の摘要 欄に記載すること。</p> <p>なお、SARS-CoV-2・インフルエンザ 核酸同時検出を実施した場合、本区分「 11」のインフルエンザ核酸検出、SARS- CoV-2核酸検出及びウイルス・細菌核酸 多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。 ）については、別に算定できない。</p>

● 当所におきましては、今回保険適用になりました項目については、現在未実施でございます。  
検査体制が整い次第ご連絡させていただきます。